志摩市立小中学校の在り方検討に関する進め方

教育委員会事務局　学校教育課
令和 8 年 4 月 1 日

1. 在り方検討開始基準

学校の在り方について検討を開始する基準については、平成 21 年度策定の志摩市立小中学校再編基本計画[1]を参考に、以下の基準に該当した段階で検討を開始します。

- **小学校**・・・複式学級[2]が複数発生した場合。
- **中学校**・・・3 学年全てにおいて 1 学年あたりの生徒数が 20 人以下となった場合。

2. 方向性の検討および決定

在り方の検討については、プロセスの透明性を確保し、以下の手順で保護者や地域の皆さんの意見聴取を重視して進めます。

①基準に達した際は、対象校区内の全ての保護者[3]を対象とした意見交換会を開催します。

②保護者代表や地域住民の代表、学校関係者・教育委員会職員等で構成する「在り方検討会」を組織し、学校の在り方の方向を協議します。

③アンケートや説明会の実施により、丁寧な対話を通じて地域の理解と協力を得ながら、在り方検討会を中心に、今後の学校の在り方や教育環境についての方向性を決めます。

注 1）H21 年度策定の志摩市小中学校再編基本計画の再編の基本的な考え方

(1)　小学校において、複式学級が今後続くと見込まれる場合。

(2)　中学校において、21 人未満の学級が今後続くと見込まれる場合。

注 2）複式学級の基準

2 つの学年合わせて 16 人（1 年生を含む場合は 8 人、6 年生を含む場合は 14 人）以下になった場合に、1 つの学級に編制する。

注 3）対象となる保護者

小学校の場合：0 歳から小学校 6 年生までの保護者（区域外就学の子どもの保護者を含む）

中学校の場合：0 歳から中学校 3 年生までの保護者（区域外就学の子どもの保護者を含む）